# to the NEXT Generation /

主権者として期待されるみなさんへ

○○高等学校のみなさん、

これから僕と一緒に、「選挙」に

ついて考えてみよう!



## 広島の未来を作る主役になろう!

広島県明るい選挙推進協議会 広島県選挙管理委員会

## <目次>

1	選挙について考えてみる・・・・・・・・・・・1ページ
2	選挙の種類もいろいろある・・・・・・・・・・2ページ
3	大切な「選挙権」の歩み ・・・・・・・・・・・3ページ
4	いろいろな「投票」 ・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
5	世界の「選挙権」と投票制度・・・・・・・・・・5ページ
6	若い人は投票に行っているの?・・・・・・・・・6ページ
7	若い人の声は政治にどれだけ反映されるのか!? ・・・・8ページ
8	to the NEXT Generation 〜現代に求められる新しい主権者像〜・ タページ
9	社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して・10ページ
10	選挙のマメ知識 ・・・・・・・・・・・・・・11 ページ

## 選挙について考えてみる

#### 【選挙の意義 ~「選挙」は、私たち一人ひとりのために~】

私たちは、家庭や地域、学校や職場など、さまざまな場でくらしています。私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる、代表者が必要であり、その代表者を決めるのが「選挙」です。

#### 1 みんなの代表

選挙によって選ばれた代表者は、国民や住民の代表者となります。したがって、その 代表者が職務を行うに当たっては、一部の代表としてではなく、すべての国民や住民 のために政治を行うことになります。

#### 2 多数決

民主政治の原則である多数決は、人々の意見を集約し、決定する際に用いる方法です。 より多くの支持を得た者を代表者とすることによって、政治の安定化を図ります。

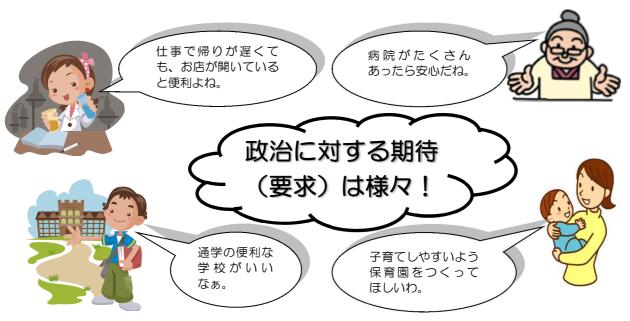
#### 3 身近な選挙

「選挙」とは、私たちの代表を選び私たちの意見を政治に反映させるためのものです。 そのためにも、私たち一人ひとりが「選挙」に関心を寄せることで、「選挙」はもっと 身近なものになるといえます。

#### 4 選挙と政治

日本は国民が主権を持つ民主主義国家です。

選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。



政治 ← 選挙(投票) ← 主権者 の流れだよ

## 選挙の種類もいろいろある

政治には、国の政治もあれば、地方、いわゆる県や、最も身近な市町村の政治もあるように、「選挙」にもいろいろな選挙があります。

それぞれの選挙では、立候補できる年齢などが法律で決まっていますが、選挙権はいずれも満18歳以上となっています。

選挙の種類		選挙区	定数	選び方	被選 挙権	選挙権	
国の選挙	衆議院 議員選挙 (総選挙)	小選挙区選出	289	289	1つの選挙区で一番多くの票を得た 候補者1人が当選します。	満	
		比例代表選出	11	176	全国を11選挙区(ブロック)に分け、 選挙区ごとに各政党等の得票数に比 例して議席が配分されます。	25 歳 以上	
	参議院 議員選挙 (通常選挙)	選挙区選出	45	148	都道府県の区域(一部2県を一つの区域)を単位とした選挙区の中で得票数の多い順に当選します。	満 30 歳	満
		比例代表選出	1	100	全国を1つの単位として各政党等の 得票数に比例して議席が配分されま す。	以上	18 歳以
	県知事選挙		1	1	県を1つの単位として一番多くの票 を得た候補者1人が当選します。	満 30 歳 以上	歳以上の日本国民
地方の	県議会議員選挙 (広島県)		23	64	広島県では、県内を23選挙区に分け その選挙区ごとに1~10人の議員を 選びます。		民
の選挙	市町村長選挙		1	1	市町村を1つの単位として一番多く の票を得た候補者1人が当選します。	満 25 歳 以上	
	市町村議会議員選挙		1	各条例 定数	市町村を1つの単位として得票数の 多い順に当選します。		

政治と同じように、「選挙」にも いろんな種類があるんだね。

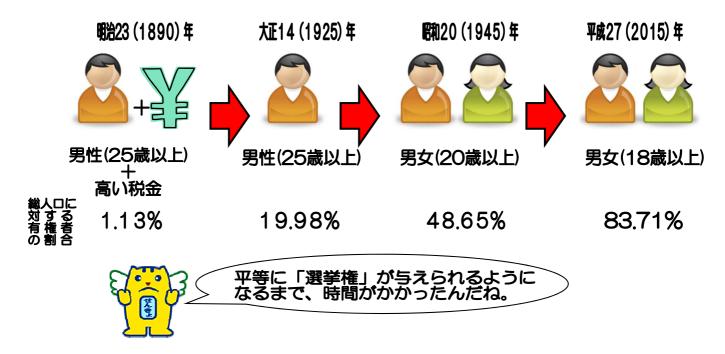


## 大切な「選挙権」の歩み

私たちが選挙に行って投票するためには、「選挙権」がなければなりません。

#### 【日本の選挙権の歴史】

- 国会議員の選挙が日本で初めて行われたのは、明治 23 (1890) 年のことですが、 そのときは、男性で、多くの税金を納めた人にしか選挙権が与えられませんでした。
- 納税額に関係なく、男女に平等に選挙権が与えられるようになったのは、昭和 20 (1945)年のことです。
- 平成27(2015)年には、選挙権の年齢も70年ぶりに改正され「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げることが決まり、平成28(2016)年6月以降に行われる選挙で投票ができるようになりました。



#### 公職選挙法等の一部を改正する法律(平成27年6月19日公布)

- ▶ 公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、「年齢満 20 年以上」から「年齢 満 18 年以上」に引き下げる。
- この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日(平成28年6月19日)から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙)の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用する。
  ⇒ 平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙から適用
- ▶ 選挙犯罪について、未成年(18歳・19歳)の者が重大な選挙犯罪(買収等)を 犯した場合は、少年法の規定(原則、保護処分とする)に関わらず、検察官への送 致が決定される。

### いろいろな「投票」

選挙の他にも「投票」を行えるものがあります。

#### 【住民投票条例】

都道府県や市町村の重要な問題について、住民による直接投票を行うことを定める条例

	住民投票条例の 制定 状況 (平成 22 年総務省調べ)	都道府県	市町村
1	市町村合併に係る住民投票についての条例	0	417
2	市町村合併以外の個別の争点に係る条例	1	27
3	①、②以外の条例(いわゆる常設型住民投票条例を含む。)	2	161
	計	3	605

《住民投票条例の投票年齢》(特定非営利活動法人 Rights 調べ)

- ◆18歳以上・・・広島市、大竹市など123市町村(高校生除く場合あり)
- ◆17歳以上・・・鹿児島県指宿市など13市町村(高校2年生除く)
- ◆16歳以上、15歳以上、中学生以上、12歳以上、小学生以上など8市町村

住民投票の 実施 状況 (平成 22 年総務省調べ)	都道府県	市町村 ( )はうち市町村合併
① 法律(合併特例法)に基づいて実施	0	53 (53)
② 条例に基づいて実施	1	400 (378)
③ 要綱等に基づいて実施	0	14 (14)
計	1	467 (445)

《市町村合併以外の住民投票の近年の事例》

- 産業廃棄物処分場設置についての賛否を問う住民投票
- 防音校舎の冷房工事の計画的な実施に関する住民投票
- (総事業費 305 億円をかけて) 市が計画する総合運動公園整備の賛否を問う住民投票
- 大阪都構想の賛否を問う住民投票

住民投票は、直接住民の意思を政治に反映させる制度!全国では18歳未満で投票できるところがあるんだね



#### 【日本国憲法の改正手続に関する法律】(平成 19 年制定)

日本国憲法第 96 条に基づき、憲法の改正に必要な手続きである国民投票に関して定められた法律(国民投票法と一般に呼ばれています。)

▶ 投票権者は満18歳以上の日本国民(平成30年6月21日から)

選挙の投票よりも前に、憲法改正の投票は18歳以上と決められていたんだよ

## 世界の「選挙権」と投票制度

#### 【世界の『選挙権』年齢(平成27年国立国会図書館 資料)】

選挙権を有する年齢は、次のとおり、各国の事情によって様々です

国名	選挙権年齢
キューバ	16
インドネシア	17
イギリス、イタリア、オーストラリア、ド	18
イツ、フランス、ロシア	10
アメリカ合衆国	18
カナダ	18
大韓民国	19
シンガポール	21

※ 主要国の各種法定年齢についての調査(平成 27 年国立国会図書館)では、199 か国・地域のうち、18 歳までに選挙権を付与しているのは、約9割の 176 か国・地域となっています。世界では、「18 歳選挙権」が大勢を占めています。

#### 【世界の投票制度(平成25年衆議院調査局資料)】

日本では、選挙権が与えられても、投票に毎回行かなければならない義務はありませんが、投票が義務づけられている国もあります。

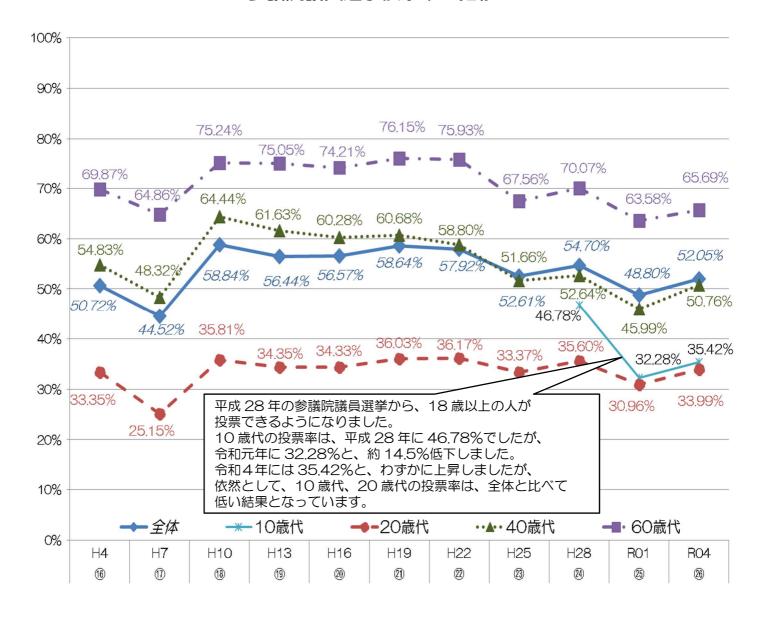
- ◆任意投票制・・・日本、アメリカなど多数
- ◆義務投票制・・・オーストラリア、ギリシャなど(義務違反の罰則がある国もあり)

国 名	投票義務違反に対する制裁
イタリア	なし
ポルトガル	なし
エジプト	20 エジプトポンド以下の罰金
オーストラリア	50 オーストラリアドル以下の罰金
アルゼンチン	罰金及び選挙後3年間の公職就任・公務員への任用の禁止
ペルー	罰金。投票の際に受け取った投票証明を提示しないと公的サー
/\//	ビスが受けられない。
ボリビア	投票証明書を提示しないと給料を銀行から引出せない
ギリシャ	1ヶ月以上1年以下の禁錮
	氏名を選挙人名簿から抹消。正当かつ十分な理由があったと認
シンガポール	められた場合、又は 5 シンガポールドルの罰金を支払った場合
	は、再登録される。
タイ	正当な理由なく棄権した場合、法律に従い選挙権を剥奪

### 若い人は投票に行っているの?

今まで見てきたとおり、私たちには、18歳になると選挙権が与えられます。また、国民投票や住民投票でも18歳から投票することができます。ただ、選挙権が与えられ、投票権があるといっても、投票に毎回行かなければいけない義務はありません。では、実際に若者は投票に行っているのでしょうか?

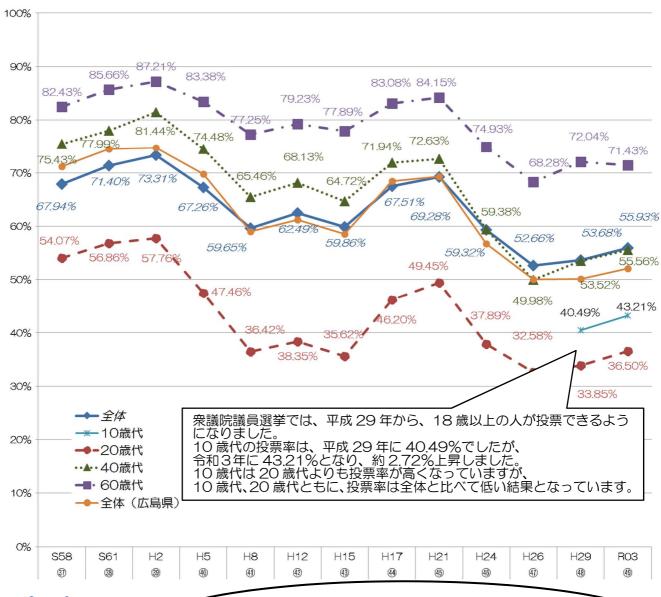
#### 参議院議員選挙投票率の推移





20歳代の投票率は、他の年代よりも低いね。 60歳代の半分しか投票していない時もあるよ!!

#### 衆議院議員選挙投票率の推移





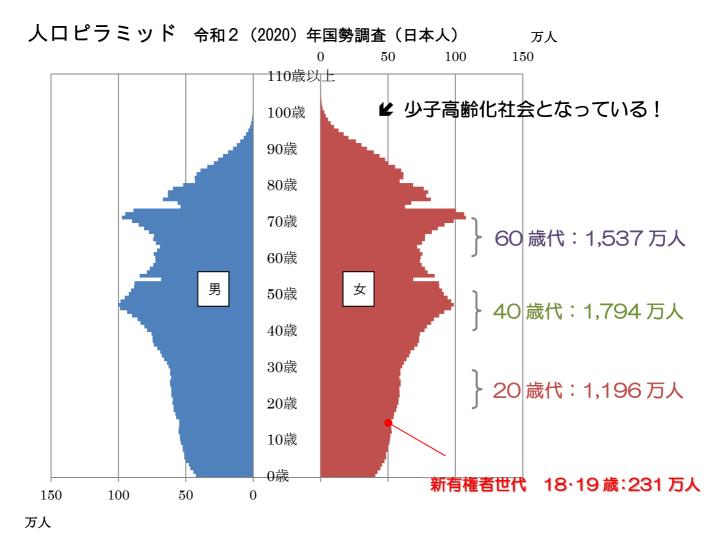
## なぜ若者の投票率は低いのだろう? 投票に行かないとどうなるんだろう。

#### 【投票所に入ることができる子供の範囲の拡大について】

投票所に入ることのできる子供は、これまでは幼児などに限られていましたが、 平成28年の公職選挙法改正により、選挙人の同伴する子供(幼児、児童、生徒その他の満18歳未満の者)と拡大されました。これは、選挙権の年齢が満18歳以上に引き下げられ、また、若者の投票率が低くなっている中、将来を担う子供たちに実際に投票している姿を見せることで、将来の有権者としての自覚を持ってもらいたいと考えられたからです。ただし、選挙人に同伴して投票所に入る場合には、投票所内のルールに従い、投票所内で騒いだり、選挙人の投票をのぞき見たり、投票用紙を投票箱に入れたりしないようにしましょう。

## 若い人の声は政治にどれだけ反映されるのか!?

政治に対する期待(要求)は選挙(投票)によって、その意思表示が行われます。 それでは、若い人の声は政治にどれだけ届いているのでしょうか。



令和3年(第49回)衆議院議員総選挙にあてはめると・・・

① 60 歳代

1,537万人×71%=1,091万票

② 20 歳代

1,196 万人×37%= 443 万票

60歳代に対して20歳代の 投票率は 1/2、投票者数も 1/2



20 歳代の声は 60 歳代の声の 1 / 2 しか政治に届いていない!

少子高齢化社会で、政治に声を届け意見を反映させるためには、若い人ほど投票参加が大切!



## to the NEXT Generation ~現代に求められる新しい主権者像~

(平成23年 総務省「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告)

### 質の高い投票を目指して

選挙は、民主政治の基盤をなすもので、選挙が公正に行われなければ社会の健全 な発達を期待することはできません。

これは、国民一人ひとりが、政治や選挙に十分な関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の施策を判断できる目を持ち、自分の一票を進んで投票することで、はじめて達成できるもので、政治を決めるのは最終的には有権者の資質となります。

このため、高い資質を持った『主権者』、言いかえると、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく新しい主権者像が求められています。

そして、選挙で「投票」に行く有権者が増えること(投票率の向上)とともに重要なことは、投票の質の向上です。そのためには、主権者であるみなさん一人ひとりが、自分たちの暮らす社会に関心をもち、実際に社会の諸活動に参加し、体験を重ねていくことが大切です。常日頃からの学習・体験の積み重ねがあってはじめて質の高い投票行動に結びつくのです。

#### みなさんは既に主権者です

選挙権が与えられるのは 18 歳以上であり、みなさんの中には選挙権のある「有権者」となった方も、そうでない方もいます。しかし、憲法では国民主権、すなわち国家の意思やあり方を最終的に決定する権利は国民が有することが規定されており、みなさんは全員が既に『主権者』なのです。

『主権者』であるみなさんは、「有権者」という the NEXT Generation (次の世代) への、まさに入口に立っています。

みなさんの声を政治に届けるためには、投票へ行くのはもちろん、質の高い選挙 (投票)が必要となります。そのための準備は、もう始まっているのです。

#### ●質の高い投票行動が行える「新しい主権者像」

- ・社会参加の促進・・・知識を習得するだけでなく、実際に社会の諸活動に参加し、体験することで、社会の一員としての自覚が増大します
- ・政治的リテラシー(判断力や批判力)の向上
  - ···世代間の対立を招く恐れのある政策などの課題について、適切な選択が行 えるよう、情報を収集し、的確に読み解き、判断する訓練が必要です

### 社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して

● 読み・聞き比べ、自分で考え、判断する力を培おう~



## 社会の状況について知ろう

新聞	<ul><li>毎日の出来事について、客観的事実+解説、論評</li><li>NIE(Newspaper In Education)導入の学校もあり</li></ul>
テレビ	<ul><li>・映像(百聞は、一見に如かず)</li><li>・速報性(ニュース速報)</li></ul>
インターネット	・Webサイト開設、ツイッターなどしている政治家も多数 ・双方向性(返信、リツイート)がある一方、意見の偏りに注意

## 候補者について知ろう



選挙公報	•候補者が提出した公約などを記載した原稿をそのまま掲載し発行
医 手 厶 報	• 新聞折込み等で配布。選挙管理委員会ホームページにも掲載
政見放送	・候補者の公約、政策などを放送局で収録
以兄以达	・収録した政見をテレビ・ラジオでそのまま放送
	・インターネットを利用した選挙運動解禁(HP など、電子メール)
インターネット	・18 歳未満の者は、インターネットの利用も含め選挙運動禁止(罰
	則有)

## 情報を読み解き、自分の考えをまとめよう



日頃の準備や地道な取組の積み重ねが大切!受験やクラブ活動と同じだよ!!



自分の1票を誰に投票するか判断しよう!

## 【選挙のマメ知識】



## いつ、どこで投票すればいいの?

- 投票日に自宅の最寄りの決められた投票所で投票
- 所定の投票所は、投票所入場券(葉書)等で事前に案内あり
- ・投票時間は、午前7時から午後8時まで(一部の投票所を除く)





## こんなときは、どうしたらいいの?

① 投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等のある人は

期日前投票制度

② 仕事や進学で、住民票とは異なる市町村に滞在している人は

不在者投票制度

※ 選挙で投票するためには、3ヶ月以上お住まいの市区町村の住民基本台帳に記録された上で、選挙人名簿に登録されることが必要です。

新入学、就職、転勤等でお住まいを移された場合は、市区町村へきちんと住民票の 届出をしましょう!

③ 仕事や留学などで、海外に住んでいる人は

在外選挙制度

④ 手に怪我をしてしまって字が書けない場合は

代理投票制度



みんなが少しでも投票しやすいように色々な制度があるんだね

ショッピングモールに期日前投票所を設置している市町村もあるみたいよ

## Who is he?

僕は「明るい選挙」を広めるために生まれたキャラクター。

投票箱がモチーフになっていて、頭の2本線は投票用紙の挿入口をあらわしているよ。 僕のしっぽはあるものになっているんだけど、詳しいことは「明るい選挙推進協会」のホ ームページをチェックしてみてね♪



名 前 : 選挙のめいすいくん

ニックネーム: めいすいくん

誕生日: 平成12年4月?日

身 長: ?cm 体 重: ?kg 僕は、めいすいくんのご当地 バージョン「投票にコ〜イ! めいすいくん」

広島県民になじみ深い鯉を モチーフに「投票に鯉(来~い!)」 と呼びかけることで、鯉の滝登 りのように投票率アップを めざします。



#### メモ

明るい選挙推進協議会は、

- ① 選挙違反のないきれいな選挙が行われること
- ② 有権者がこぞって投票に参加すること
- ③ 有権者が普段から政治や選挙に関心をもち、候補者の人物や政見,政党の政策などを見る目を養うこと
- ④ 主権者教育を促進すること(出前講座、模擬投票、生徒議会など)を目標に、県内のボランティアの方々とともに選挙啓発活動をしている団体です。

選挙管理委員会は、各都道府県及び市町村に置かれる行政機関(議会において選挙された 4人の選挙管理委員で組織)です。選挙管理委員会は、法律の定めるところにより、当該地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係ある事務を管理します。

#### 選挙出前講座テキスト(高等学校編)

「to the Younger Generation! 主権者として期待される君たちへ」

作 成:広島県明るい選挙推進協議会

広島県選挙管理委員会

第7版:令和5年6月8日